イ　当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式
(1)　当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式
(2)　当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式
(3)　当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式
ロ　当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資
九　その他法附則第二十六条第三項の規定により適用される法第五条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類
（法附則第二十六条第一項第二号又は第二項第二号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）
第三十八条　法附則第二十六条第一項第二号又は第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。
一　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針
二　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの
イ　中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策
ロ　担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策
三　新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策
四　その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの
イ　創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
ロ　経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策
ハ　早期の事業再生に資する方策
ニ　事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策
（法附則第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される法第十三条第三項等の規定による経営強化計画の提出）
第三十九条　法附則第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される法第十三条第三項（法附則第二十六条第三項の規定により適用される法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　経営強化計画を連名で提出する法第十三条第三項第一号に規定する会社の剰余金の処分の方針
二　経営強化計画を連名で提出する法第十三条第三項第一号に規定する会社の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
三　法附則第二十六条第三項の規定により適用される法第十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等（法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。次条第三号において同じ。）である株式の額及びその内容

［条を加える。］

［条を加える。］